議提第５号

性的少数者に向けた諸施策に取り組むことを市に求める意見書

上記の議案を、小松島市議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。

令和２年９月２９日

小松島市議会議長　　出口　憲二郎　殿

提　出　者　　小松島市議会議員　近　藤　純　子

〃　　佐　藤　光太郎

〃　　佐　野　善　作

〃　　井　村　保　裕

〃　　池　渕　　彰

〃　　杉　本　　勝

〃　　廣　田　和　三

〃　　橋　本　　昭

〃　　四　宮　祐　司

〃　　松　下　大　生

〃　　津　川　孝　善

性的少数者に向けた諸施策に取り組むことを市に求める意見書

一般的に性的少数者（LGBT）層は、5%から10%程度いると言われ、このことについて民間組織の調査結果によると、約8.9%の方が性的少数者層であるとされている。

本調査結果を踏まえれば、本市にも性的少数者の方が少なからずとも生活されていると推察することができる。

現状、人々の生活の多様性が認められる現代にもかかわらず性的少数者の方は、好奇な目にさらされることや、いじめなど差別の対象になることを恐れ、様々な困難を抱えながら日々生活することを余儀なくされており、自身が性的少数者であることを表現できずにいる。

小松島市はこれまで、人権教育・啓発に熱心に取り組んできた自治体のひとつであり、近年は、性的少数者に対応した啓発活動にも取り組まれているが、性的少数者の市内における認知度の低さから、その方たちの生活環境に好影響をもたらすまでに至っていない状況であると考えられ、性的志向及び性的自認などに関し、広く正しい理解を深める行政活動を一層推進する必要がある。

民間事業者などにおいては、性的少数者の同性パートナー同士が生活上必要となるサービスの提供を積極的に行う活動がすでにはじまっている。これらのサービスは地方公共団体が発行する証明書により享受できることから、平成27年に東京都渋谷区、世田谷区にはじまり、本年８月に全国57自治体となり、９月中旬には、69自治体に至り、全国で認証制度等支援制度の構築が推進されている。今後も引き続き支援に取り組む自治体が増えるものと考えられ、県内自治体においても、徳島市が令和２年４月より本認証制度を導入している。

このようなことから、性的少数者に対する性の多様性について社会的認知を推進し生活環境の向上の観点から、その一つの施策として本市においても本認証制度の創設が必要と考える。

また、性的少数者が本市内において自分らしく生き続けられる社会と、暮らしやすい魅力あるまちづくりの実現のため、以下の項目に取り組まれるよう要望する。

（１）小松島市の行政活動などにおいて、性的志向及び性自認に関して広く、正しい理解の増進を図るための諸施策に取り組まれること。

（２）小松島市において同性同士で生活する方も含め、家族として扱う「パートナーシップ認証制度」を創設し、公に認め、誰もが自分らしく生きられ、暮らしやすい魅力あるまちづくりに努めること。

以上、要望する。

令和２年９月２９日

小松島市議会

提出先

小松島市長　　殿